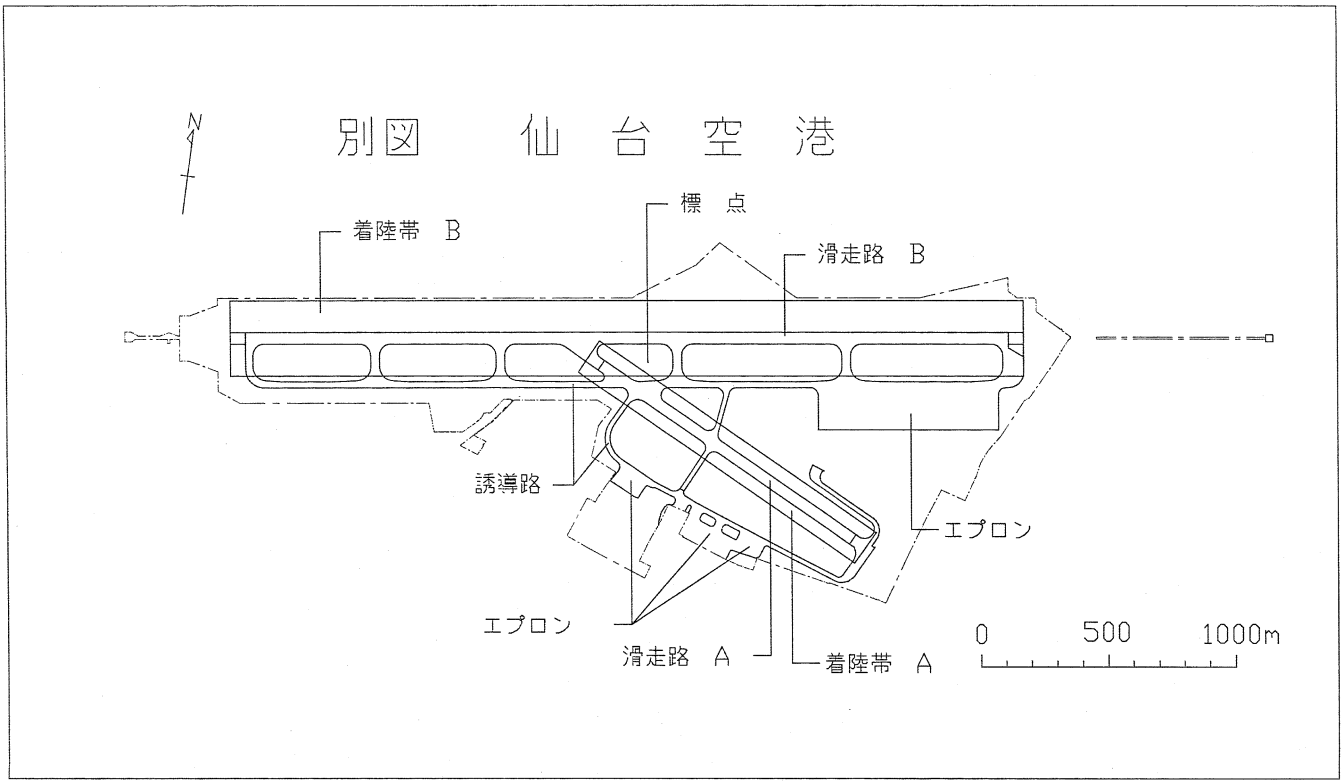


○国土交通省告示第四百六十四号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十四年国土交通省告示第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一条中「平成二十年四月」の次に「及び平成二十一年九月」を加える。

第二条第二項中「「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成十六年厚生労働省告示第二百五十九号）」を「「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成二十四年厚生労働省告示第三百五十七号）」に改め、同条第三項中「「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成十六年国土交通省告示第千百八十一号）」を「「船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成二十五年国土交通省告示第二百九十二号）」に改める。

第十一条中「事業の性質」を「事業の規模及び性質」に、「及び個人データを記録した媒体」を「並びに個人データを記録した媒体」に改める。

第十三条第一項中「事業の性質及び」を「委託する事業の規模及び性質並びに」に改め、同条第二項第四号の次に次の一号を加える。

五　契約内容の遵守に関する事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十五号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号及び第九号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

立体的区域の区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東京都世田谷区成城四丁目一七五二番一から同区成城四丁目四七一番一まで	前	最大 四三 最小 〇	四二二
	後	最大 五四 最小 〇	
東京都世田谷区喜多見九丁目二〇〇八番五から同区成城三丁目二四〇二番三まで	前	最大 六一 最小 〇	一五一
	後	最大 七二 最小 〇	